

行動変容につながる効果的な広報について (保健事業)

背景

協会けんぽの基本使命

保険者として、健康保険事業及び 船員保険事業を行い、**加入者の皆様の健康増進を図る**とともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

健康増進のためには**健診後の行動**が重要

協会けんぽの取り組み

メタボリックシンドロームのリスクが高い方 …… 特定保健指導の実施
生活習慣改善に向けた啓発

「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方 …… 医療機関への受診勧奨

※インセンティブ制度にも健診後の行動に関する評価項目が含まれています



特定健診等の
実施率



特定保健指導の
実施率



特定保健指導
対象者の減少率



医療機関への受診勧奨を受けた
要治療者の医療機関受診率



後発医薬品の使用割合

健診後の取り組み① 特定保健指導の実施

特定保健指導の対象者について

健診を受けた**40歳以上の方**のうち

腹囲 男性 **85cm以上**
女性 **90cm以上**

OR

BMI **25以上**

さらに
+

血圧

血糖

脂質

喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質の
リスクが1つ以上の場合にのみ追加

以下の追加リスクが**1つ以上ある方**

特定保健指導対象者
に該当 40歳～74歳までの方



特定保健指導の内容について

特定保健指導では対象者の健康に向けて目標と行動計画をサポートします！
健康や生活習慣を見直す良い機会です。

STEP 1 **目標と行動計画の設定**
20～30分の初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、運動や食事、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善に向けた取組を個別具体的に提案。健康に向けた目標と行動計画を一人一人に寄り添って一緒に考えます。

STEP 2 **3～6か月チャレンジ**
行動計画の実践

STEP1で考えた具体的な行動計画を実践。
保健師または管理栄養士が応援します。

STEP 3 **目標達成度の**
チェック

減量等、目標を達成できたかの確認を行うとともに、引き続きの健康づくりについての取組をアドバイスします。



健診後の取り組み① 特定保健指導の実施

➤ 富山支部加入事業所への保健指導(初回面談)の実施について

面談のタイミング	保健指導の実施主体	勧奨方法	面談方法
健診当日	健診機関(面談可能機関:28機関)	健診機関担当者 → 対象者	対面
健診当日 (検診車)	専門機関(2機関) ※R2年度パイロット事業、全国展開中	健診機関担当者 → 対象者 ※事前に事業所の了承を得たうえで、協会・健診機関・委託機関で調整を行う	リモート
	健診機関(2機関)		対面 リモート
健診受診の 約2ヶ月後	協会けんぽ	協会けんぽ → 事業所 ・文書発送時期：健診受診の約1ヶ月後	対面(事業所へ訪問) リモート
	専門機関(3機関)		
	健診機関(面談可能機関:26機関)	健診機関 → 事業所または本人 ※勧奨方法や勧奨時期は健診機関により異なる	対面 リモート

➤ 特定保健指導実施率の実績

33.1% (R3年度実績値) 全国4位 **未実施者が約7割にのぼる**

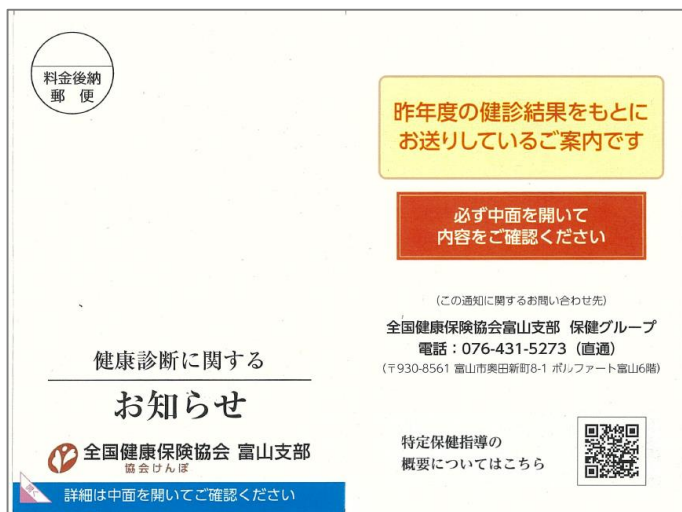
健診後の取り組み② 生活習慣改善に向けた啓発(支部独自事業)

➤ 事業概要

前年度の特定保健指導対象者に対し、減量目標値等を記載した文書(圧着ハガキ)を送付し、次の健診までに自ら生活習慣改善のための健康行動を実践することを啓発する

R3年度送付件数 : 24,195件

ハガキイメージ(外面)



ハガキイメージ(中面)



➤ 特定保健指導対象者の減少率

33.7% (R3年度実績値) 全国40位

※全国1位は奈良支部 37.2%

健診後の取り組み③ 医療機関への受診勧奨

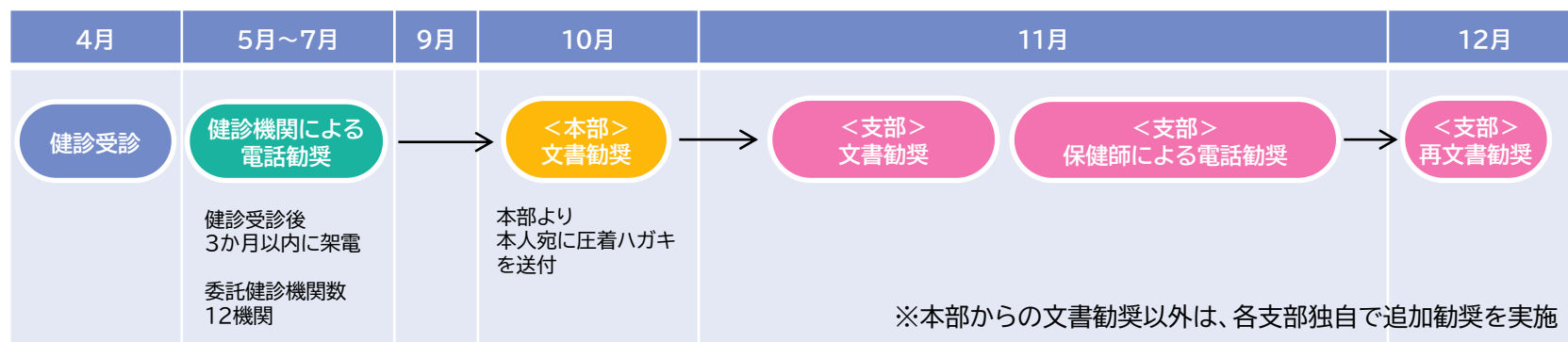
➤ 対象者

血圧、血糖、脂質(LDLコレステロール)に関する検査値が要治療域と判定されながら、健診受診前1ヵ月及び健診受診後3ヵ月以内(健診受診月を含む)に医療機関を受診していない35歳以上75歳未満の被保険者

➤ 勧奨対象となる基準値

	血圧	血糖	脂質 ※R4.4受診者への勧奨より追加
基準値	収縮期血圧 160mmHg以上 拡張期血圧 100mmHg以上	空腹時血糖 126mg/dL以上 HbA1c 6.5%以上(NGSP値)	LDLコレステロール 180mg/dL以上

➤ 富山支部の勧奨スケジュール(4月健診受診者の例)



行動変容につなげるためにご意見いただきたいこと

◆ 特定保健指導の実施率を増加させるための働きかけ

<実施しない要因として考えられること>

本人

- ・仕事が忙しく、面倒
- ・一度受けたことがあるので受けない

事業所

- ・声掛けや日程調整が面倒
- ・別拠点で勤務する者の管理が負担

◆ 要治療者の医療機関受診率を増加させるための働きかけ

<受診しない要因、受診させていない要因として考えられること>

本人

- ・自覚症状がない
- ・自己管理しているので様子を見る

事業所

- ・従業員の健康問題に言及しにくい
→個人のプライバシーとして捉えている
- ※労安法において従業員の健康管理は事業主の義務

◆ メディア広報のあり方について

(参考) 保健事業に関する広報見直し方針

受診者(利用者)目線に立ち、健診を受けた後の特定保健指導や重症化予防が重要であることを認識していただけるような内容とするため、全支部共通で使用しているパンフレット等の内容を本部主導で見直す。

パンフレット等	見直しの方針
生活習慣病予防健診	<ul style="list-style-type: none">生活習慣の改善が必要な方には、特定保健指導及び医療機関受診の案内を送付していることを示す。従業員への周知を確実に実施するため、ホームページへの誘導を前提とした従業員向けの広報媒体の作成を行う。
健診結果から分かること (健診機関から送付される 健診結果に同封)	<ul style="list-style-type: none">特定保健指導の利用及び医療機関への受診が重要であることを伝える内容とする。また、特定保健指導については、該当した場合には事業所を通じて案内されることを伝える。
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none">事業所向け・・・日程調整や時間の確保等の事業所担当者に対する具体的な行動を促す内容とする。加入者向け・・・特定保健指導を利用する意義を伝える内容とする。
受診勧奨	<ul style="list-style-type: none">命に関わる重大な病気となる可能性があることを認識していただくため、LDLを含めた値のもつ意味を示し、速やかに医療機関への受診を促す内容とする。